

高知県森林整備公社利子助成補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第7号。以下「規則」という。）第24条の規定に基づき、高知県森林整備公社利子助成補助金（以下「補助金」という。）の交付（以下「補助事業」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助目的)

第2条 県は、一般社団法人高知県森林整備公社（以下「公社」という。）の経営を支援するため、公社の有利子負債による約定償還利息に対して予算の範囲内で補助金を交付する。

(補助対象経費等)

第3条 補助金に係る補助対象経費及び補助額は、別表第1に定めるとおりとする。

(補助金の交付の申請)

第4条 公社は、補助金の交付を受けようとするときは、別記第1号様式による補助金交付申請書を知事に提出しなければならない。

(補助の条件)

第5条 補助金の交付の目的を達成するため、公社は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 補助金に係る法令、規則、交付要綱等の規定に従うこと。
- (2) 補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を補助事業の完了の翌年度から起算して5年間保管すること。
- 2 知事は、公社が補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件又は法令、規則若しくは交付要綱若しくはこれらに基づく知事の処分に違反したときは、当該補助金の交付決定の全部又は一部を補助金の確定があった後においても取り消すことができる。
- 3 知事は、補助金の交付に関して必要があると認めるときは、公社に対して必要な調査又は指導を行うことができる。

(補助金の変更の申請)

第6条 公社は、補助事業の内容を変更し、又は廃止しようとするときは、別記第2号様式による補助金変更（廃止）承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 前項の規定による補助金の変更の承認を必要とする場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 補助事業の追加又は廃止
 - (2) 補助金の増額
- (概算払)

第7条 知事は、補助金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、概算払をすることができる。

2 公社は、前項の規定に基づき補助金の概算払を受けようとするときは、別記第3号様式による概算払請求書を知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第8条 規則第11条第1項の補助事業等実績報告書の様式は、別記第4号様式によるものとし、補助事業の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日以内又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに知事に提出しなければならない。

(補助金の交付の決定の取消し)

第9条 知事は、公社が別表第2に掲げるいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(情報の開示)

第10条 補助事業又は公社に関する、高知県情報公開条例(平成2年高知県条例第1号)に基づく開示請求があった場合は、同条例第6条第1項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示を行うものとする。

附 則

この要綱は、平成21年12月17日から施行し、平成21年度の公社事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年5月10日から施行する。

別表第1（第3条関係）

補助対象経費	補助額
有利子負債の約定償還利息	定額

別表第2（第9条関係）

- (1) 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- (3) その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあっては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- (4) 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- (5) 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- (6) 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- (7) いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- (8) 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- (9) その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- (10) その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

別記

第1号様式（第4条関係）

年　月　日

高知県知事

様

住 所
申請者
氏 名
生年月日

高知県森林整備公社利子助成補助金交付申請書

高知県森林整備公社利子助成補助金交付要綱第4条の規定により、補助金 円
を交付されたく下記のとおり申請します。

記

経 費 区 分	金 額 (円)	備 考
(1) 支払予定利息		
(2) 補助金申請額		
うち施業転換資金利子助成（※）		

※ 公社が株式会社日本政策金融公庫法（平成19年法律第57号）附則第42条の規定による廃止前の農林漁業金融公庫法（昭和27年法律第355号）第18条第1項第4号の2に規定する林業経営安定資金（林業経営維持一施業転換）（以下「施業転換資金」という。）と21世紀型先進林業地総合整備資金制度実施要綱（平成6年8月15日付け農林水産事務次官依命通知）第2の1の(1)又は(2)の認定を受け、林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法（昭和54年法律第51号）第6条第2項の協定に係る資金（以下「森林整備活性化資金」という。）と併せて借り入れて、利子負担の軽減を図る場合に、前年度の12月1日から当該年度の11月30日までにおける森林整備活性化資金の平均借入残高の年1.3パーセント（施業転換資金の借入利率が年1.3パーセントを下回る場合は、その借入利率と同率）の額

（注1）記入されている金額の根拠となる資料を添えてください。

（注2）県税の納税証明書（全税目のもの）又は県税完納情報の提供に係る同意書及び本人確認書類の写し（補助事業者が法人の場合は、法人代表者のマイナンバーカード、運転免許証、健康保険証の写し等）、県に対する税外未収金債務の滞納がないことの誓約書及び県の補助事業所管課が税外未

収金債務の滞納の有無について関係課に照会することに対する同意書（別紙）を添えてください。
ただし、県税の納税義務者でない場合にあっては、その旨の申立書を提出するものとする。

別紙

誓約書兼同意書

私は、高知県森林整備公社利子助成補助金の申請に当たり、高知県に対する下記の税外未収金債務の滞納がないことについて誓約します。

また、上記について、県の補助事業所管課が関係各課に対して照会すること（関係各課への個人情報の提供及び滞納の有無に関する情報の共有）に同意します。

誓約の内容に偽りがあった場合は、当該補助金の不交付の決定又は交付の決定の取消し及びこれに伴う補助金の返還に異議なく応じます。

- ・中小企業高度化資金貸付金、産業パワーアップ融資及び中小企業設備近代化資金貸付金償還金
- ・農業改良資金貸付金償還金
- ・林業・木材産業改善資金貸付金償還金
- ・沿岸漁業改善資金貸付金償還金

年 月 日

高知県知事 様

所在地

(代表者・職) 氏名 (自署)

第2号様式（第6条関係）

年　月　日

高知県知事

様

住 所
申請者
氏 名

高知県森林整備公社利子助成補助金変更（廃止）承認申請書

年　月　日付け高知県指令　第　号で補助金の交付の決定（補助金の変更決定）がありました補助金について、下記のとおり変更（廃止）したいので、高知県森林整備公社利子助成補助金交付要綱第6条第1項の規定により申請します。

記

経 費 区 分	金 額 (円)	備 考
(1) 支払予定利息		
(2) 補助金申請額		
うち施業転換資金利子助成（※）		

※ 公社が株式会社日本政策金融公庫法（平成19年法律第57号）附則第42条の規定による廃止前の農林漁業金融公庫法（昭和27年法律第355号）第18条第1項第4号の2に規定する林業経営安定資金（林業経営維持一施業転換）（以下「施業転換資金」という。）と21世紀型先進林業地総合整備資金制度実施要綱（平成6年8月15日付け農林水産事務次官依命通知）第2の1の(1)又は(2)の認定を受け、林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法（昭和54年法律第51号）第6条第2項の協定に係る資金（以下「森林整備活性化資金」という。）とを併せて借り入れて、利子負担の軽減を図る場合に、前年度の12月1日から当該年度の11月30日までにおける森林整備活性化資金の平均借入残高の年1.3パーセント（施業転換資金の借入利率が年1.3パーセントを下回る場合は、その借入利率と同率）の額

注 1 変更前を上段に、変更後を下段に記載してください。

注 2 記入されている金額の根拠となる資料を添えてください。

第3号様式（第7条関係）

年　月　日

高知県知事　　様

住 所
申請者
氏 名

高知県森林整備公社利子助成補助金概算払請求書

年　月　日付け高知県指令　第　号で補助金の交付の決定(補助金の変更決定)がありました補助金について、高知県森林整備公社利子助成補助金交付要綱第7条第1項の規定に基づき概算払を受けたいので、下記のとおり請求します。

記

1 補助金交付（変更交付）決定額	金	円 (A)
2 概算払既交付額	金	円 (B)
3 今回請求額 (うち施業転換資金利子助成	金	円 (C) 円) (※)
4 補助金未受領額	金	円 (D=A-(B+C))

※ 公社が株式会社日本政策金融公庫法（平成19年法律第57号）附則第42条の規定による廃止前の農林漁業金融公庫法（昭和27年法律第355号）第18条第1項第4号の2に規定する林業経営安定資金（林業経営維持－施業転換）（以下「施業転換資金」という。）と21世紀型先進林業地総合整備資金制度実施要綱（平成6年8月15日付け農林水産事務次官依命通知）第2の1の(1)又は(2)の認定を受け、林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法（昭和54年法律第51号）第6条第2項の協定に係る資金（以下「森林整備活性化資金」という。）とを併せて借り入れて、利子負担の軽減を図る場合に、前年度の12月1日から当該年度の11月30日までにおける森林整備活性化資金の平均借入残高の年1.3パーセント（施業転換資金の借入利率が年1.3パーセントを下回る場合は、その借入利率と同率）の額

第4号様式（第8条関係）

年　月　日

高知県知事

様

住 所
申請者
氏 名

高知県森林整備公社利子助成補助金実績報告書

年　月　日付け高知県指令　第　号で補助金の交付の決定（補助金の変更決定）がありました高知県森林整備公社利子助成補助金について、高知県森林整備公社利子助成補助金交付要綱第8条の規定により、その実績を下記のとおり報告します。

記

経 費 区 分	金 額 (円)	備 考
(1) 支払利息		
(2) 補助金額		
うち施業転換資金利子助成（※）		

※ 公社が株式会社日本政策金融公庫法（平成19年法律第57号）附則第42条の規定による廃止前の農林漁業金融公庫法（昭和27年法律第355号）第18条第1項第4号の2に規定する林業経営安定資金（林業経営維持－施業転換）（以下「施業転換資金」という。）と21世紀型先進林業地総合整備資金制度実施要綱（平成6年8月15日付け農林水産事務次官依命通知）第2の1の(1)又は(2)の認定を受け、林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法（昭和54年法律第51号）第6条第2項の協定に係る資金（以下「森林整備活性化資金」という。）と併せて借り入れて、利子負担の軽減を図る場合に、前年度の12月1日から当該年度の11月30日までにおける森林整備活性化資金の平均借入残高の年1.3パーセント（施業転換資金の借入利率が年1.3パーセントを下回る場合は、その借入利率と同率）の額

（注）記入されている金額の根拠となる資料を添えてください。